

東京都ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成27年3月改定版

東京都

目 次

序 章	1
第 1 章 基本事項	
1 目 的	3
2 位置付け	3
3 対象区域	3
4 対象物	3
5 処分先及び計画期間	3
6 その他	5
第 2 章 PCB 廃棄物の保管量、PCB を含む電気機器の使用量及び PCB 廃棄物の処分見込量	6
第 3 章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項	
1 PCB 廃棄物の処理の体制の現状	8
2 PCB 廃棄物の処理施設の整備に関する事項及び広域的な処理の 体制に関する事項	8
3 PCB 保管事業者等及び行政の役割	9
第 4 章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する事項	
1 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するための東京都及び 八王子市が実施する監視、指導その他の措置について	12
2 関係地方公共団体との連携について	12
3 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な都民、 PCB 保管事業者等の理解を深めるための方策について	13

序 章

- ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、電気絶縁性に優れている、熱で分解しにくい、難燃性であるなど化学的に安定した性質を有する物質であることから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で使われていた。
- しかし、昭和43年、食用油中に、その製造過程で熱媒体として使用されていたPCBが混入し、その食用油を摂取した人々に健康被害を発生させたカネミ油症事件が起き、PCBの毒性が社会問題化した。また、世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が地球規模で問題となり、昭和48年に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年からPCBの製造、輸入等が禁止されている。
- その後30年以上経過した時点においても、PCB廃棄物（PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）第2条第1項に規定するPCB廃棄物をいう。以下同じ。）の処理体制は整わず、PCB廃棄物の保管の長期化による管理の不徹底や事業所の閉鎖に伴うPCB廃棄物の紛失に伴う環境汚染の進行が懸念されていた。
- このような状況の中、平成13年7月にPCB特別措置法及び「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」（平成13年政令第215号。以下「PCB特別措置法施行令」という。）が施行され、PCB保管事業者（PCB特別措置法第2条第2項に規定する事業者をいう。以下同じ。）は、平成28年7月までにPCB廃棄物を処分することとされた。
- 平成14年4月、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（以下「一都三県」という。）におけるPCB廃棄物を広域的に処分する施設の整備について国から東京都（以下「都」という。）に要請があり、都が提示した安全性の確保等の受入条件の遵守を前提に、地元自治体の理解を得て、中央防波堤内側埋立地内にPCB廃棄物の処理施設の設置を受け入れた。
- これを受け、環境事業団は、平成14年11月に一都三県におけるPCB廃棄物の処分を行う事業（以下「東京事業」という。）について、環境大臣の認可を得て、都市計画決定、環境影響評価その他の法的手続を進めた。平成16年4月には、環境事業団から東京事業を承継した100%政府出資の日本環境安全事業株式会社（平成26年12月「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に社名を変更した。以下「JESCO」という。）が設立され、平成17年11月からPCB廃棄物の処理を開始している。
- また、国は、平成15年4月、PCB特別措置法第6条第1項の規定に基づき「PCB廃棄物処理基本計画」（以下「PCB処理基本計画」という。）を策定し、PCB廃棄物の拠点的広域処理施設を全国で5箇所整備する旨等を定めた。
- 一方、平成14年、絶縁油としてPCBを使用していないはずの絶縁油であって、微量のPCBに汚染された絶縁油（PCB濃度0.5mg/kg超）を使用した電

気機器及びOFケーブル（以下「微量PCB汚染電気機器等」という。）が存在することが判明した。その後の国等の調査では、微量PCB汚染電気機器等について電気機器が全国に120万台、OFケーブルが約1,400kmあると推定されている。

- 平成21年11月、国は、微量PCB汚染廃電気機器等（微量PCB汚染電気機器等であって、廃棄物になったものをいう。）を処理するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条の4の4第1項の規定に基づく無害化処理を行う者の認定（以下「無害化処理認定」という。）制度を開始し、都内の事業者では、平成23年6月、東京臨海リサイクルパワー株式会社が無害化処理認定を受けた。平成26年12月現在、全国で20者（施設）が無害化処理認定を、2者（施設）が廃棄物処理法第14条の4及び第15条の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る都道府県知事等の許可（以下「都道府県知事等許可」という。）を受けている。
- なお、平成24年8月無害化処理認定の対象にPCB濃度が5,000mg/kg以下の汚染物等も追加されるとともに、微量PCB汚染廃電気機器等を含めて処理の対象となる廃棄物を低濃度PCB廃棄物と総称することとなった。
- 平成24年12月、国は、PCB特別措置法施行令で定めるPCB廃棄物の処分期限内の処分は困難であることが明らかになったため、同施行令を改正し処分期限を「平成39年3月31日」とした。
- 「東京都PCB廃棄物処理計画」は、PCB保管事業者等及び行政の役割分担を明確化し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するとともに、PCB廃棄物の処理に対する都民の理解を得るため、PCB特別措置法第7条第1項の規定に基づき、平成17年10月に策定され、平成23年9月に微量PCB汚染廃電気機器等に関する項目の追加等のために改定されたものである。
- 今回、平成26年6月に国が「PCB廃棄物処理基本計画」を改定し、計画期間等を変更したことから、「東京都PCB廃棄物処理計画」についてもその内容を見直すとともに、PCB廃棄物の処分量の見込み等を時点修正するため、改定する。

第1章 基本事項

1 目的

本計画は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を、総合的かつ計画的に推進するための方策を定めることにより、PCB廃棄物による環境汚染を未然に防止し、もって都民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 位置付け

本計画は、PCB特別措置法第7条の規定に基づき国の「PCB廃棄物処理基本計画」及び東京都の「東京都廃棄物処理計画」に則して定める法定計画である。

3 対象区域

東京都全域

4 対象物

PCB廃棄物（注1）

注1 PCB特別措置法第2条第1項では、「PCB廃棄物とは、PCB、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。」と規定している。

5 処分先及び計画期間

PCB廃棄物の処分先及び計画期間は、PCB廃棄物の種類に応じて、表1のとおりとする。

表1 PCB廃棄物の処分先及び計画期間

	処分先	計画期間
高濃度PCB廃棄物（注2）		
高圧トランス、高圧コンデンサ等	JESCO 東京PCB廃棄物処理施設 （注3）	<計画的処理完了期限（注4）> 平成35年3月31日 <事業終了準備期間（注5）> 平成35年4月1日から 平成38年3月31日まで
高圧コンデンサの一部	JESCO 北九州PCB廃棄物処理施設 （注6）	<計画的処理完了期限（注4）> 平成31年3月31日 <事業終了準備期間（注5）> 平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
安定器等・汚染物	JESCO 北海道PCB廃棄物処理施設 （注7）	<計画的処理完了期限（注4）> 平成36年3月31日 <事業終了準備期間（注5）> 平成36年4月1日から 平成38年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物（注8）	無害化処理認定施設等（注9）	平成39年3月31日（注10）

注2 PCB濃度が5,000 mg/kg超のPCB廃棄物をいう。

注3 東京PCB廃棄物処理施設は、国の「PCB廃棄物処理基本計画」に基づきJESCOが一都三県を事業対象地域とする拠点の広域処理施設として都内に整備したPCB廃棄物の処理施設である。

注4 国の「PCB廃棄物処理基本計画」で設けられている、保管事業者がJESCOに対し、処分委託を行う期限をいう。

注5 国の「PCB廃棄物処理基本計画」で設けられている、現時点で推計される発生量に含まれない廃棄物の処理、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための期間等を勘案し、計画的処理期限の後に設けられる事業終了準備期間をいう。

注6 北九州PCB廃棄物処理施設は、国の「PCB廃棄物処理基本計画」に基づきJESCOが中国、四国、九州17県を事業対象地域とする拠点の広域処理施設として北九州市内に整備したPCB廃棄物の処理施設である。

注7 北海道PCB廃棄物処理施設は、国の「PCB廃棄物処理基本計画」に基づきJESCOが北海道、東北、北関東、甲信越、北陸15県を事業対象地域とする拠点の広域処理施設として北海道室蘭市内に整備したPCB廃棄物の処理施設である。

注8 PCB濃度が0.5 mg/kgを超えて数十mg/kg程度の絶縁油が含有された微量PCB汚染廃電気機器等及びPCB濃度が5,000 mg/kg以下のPCB廃棄物をいう。

注9 無害化処理認定を受けた者の施設（以下「無害化処理認定施設」という。）及び都道府県知事等許可を受けた者の施設（以下「都道府県知事等許可施設」という。）をいう。

注10 低濃度PCB廃棄物については、PCB特別措置法施行令第3条の規定により、平成39年3月31日までに処分しなければならない旨が規定されている。

6 その他

本計画は、国の「PCB廃棄物処理基本計画」の改定、処理体制の状況等を勘案して、適宜見直す。

第2章 PCB廃棄物の保管量、PCBを含む電気機器の使用量及び PCB廃棄物の処分見込量

都内のPCB廃棄物の保管量、PCBを含む電気機器の使用量（発生量）及びPCB廃棄物の処分見込量は、表2のとおりである。

表2 PCB廃棄物の保管量、PCBを含む電気機器の使用量（発生量）及び
PCB廃棄物の処分見込量

（平成25年3月31日現在）

種 別	単位	保管量（注11） （A）	使用量（注12） （発生量（注13）） （B）	処分見込量 （A+B）
高 圧 ト ラ ン ス（注14）	台	739	117	856
リ ア ク ト ル	台	147	50	197
高 圧 コ ン デ ン サ（注14）	台	9,403	780	10,183
放 電 コ イ ル	個	298	98	307
P C B 油（注15）	㍓	49,720	—	49,720 l
照 明 用 安 定 器	個	1,290,000	10,856	1,300,856
そ の 他 小 型 機 器（注16）	個	200,000	523	200,523
感 圧 複 写 紙	kg	77,692	—	77,692
P C B 汚 染 物	kg	877,285	—	877,285
ウ エ ス	kg	110,235	—	110,235
柱 上 ト ラ ン ス	台	10,133	21,002	31,135
柱上トランスの油（注17）	㍓	7,830	—	7,830
微量PCB混入高圧トランス	台	7,802	54,935（注18）	62,737
微量PCB混入高圧コンデンサ	台	2,776	24,210（注19）	26,986
微 量 P C B 混 入 油（注20）	㍓	181,506	—	181,506

* 保管し、又は使用している事業所数の合計は7,296事業所

- 注 11 保管量は、PCB特別措置法第8条の規定により届出された「PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書（以下「保管状況等届出書」という。）から集計した。
- 注 12 使用量は、保管状況等届出書及び東京都PCB適正管理指導要綱（平成13年4月20日付13環廃産第76号）第8条の規定により報告された「使用中のPCB製品の使用状況報告」から集計した。
- 注 13 発生量は、PCBを含んだ使用中の機器を第1章4に定める計画期間の満了の日までに使用を中止し、全量PCB廃棄物として処分すると想定して算出した。今後、第4章1(4)の調査の実施により、数値が変動する可能性がある。
- 注 14 平成26年2月28日に保管状況等届出書の様式が改正されるまでの間の情報については、高圧トランスと微量PCB混入高圧トランスとの別及び高圧コンデンサ等と微量PCB混入高圧コンデンサ等との別がそれぞれ識別できないものが存在する。
- 注 15 高圧トランス等から抜き取ったPCBを含む絶縁油をいう。
- 注 16 低圧トランス、低圧コンデンサなどをいう。
- 注 17 柱上トランスから抜き取った微量のPCBを含む絶縁油をいう。
- 注 18 平成23年9月に改定された「東京都PCB処理基本計画」において微量PCB混入トランスの処分見込み量（62,928台）から平成25年3月31日現在の保管量及び処分量を差し引いて算出した。
- 注 19 平成23年9月に改定された「東京都PCB処理基本計画」において微量PCB混入コンデンサの処分見込み量（27,055台）から平成25年3月31日現在の保管量及び処分量を差し引いて算出した。
- 注 20 微量のPCBが混入したトランスから抜き取った絶縁油（柱上トランスの油を除く。）をいう。

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

1 PCB廃棄物の処理の体制の現状

都内においては、少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在し、PCB廃棄物の種類も多岐にわたる。都は、国が定める「PCB廃棄物処理基本計画」及び本計画に基づき、PCB保管事業者等に対して計画的な処分を指導し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に努めている。

2 PCB廃棄物の処理施設の整備に関する事項及び広域的な処理の体制に関する事項

(1) 高濃度PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物は、国の「PCB廃棄物処理基本計画」に基づき、JESCOの5事業所で相互補完することにより処理することとなったため、表3のとおり東京PCB廃棄物処理施設のほか、他の処理施設の能力も活用して処分する。

表3 高濃度PCB廃棄物の処分先

事業者	JESCO		
	東京PCB廃棄物 処理施設	北九州PCB廃棄物 処理施設	北海道PCB廃棄物 処理施設
事業所の名称	東京都江東区青海 三丁目地先（中央防 波堤内側埋立地内）	福岡県北九州市 若松区響町一丁目 62番24	北海道室蘭市仲町 14番地7
住 所	東京都江東区青海 三丁目地先（中央防 波堤内側埋立地内）	福岡県北九州市 若松区響町一丁目 62番24	北海道室蘭市仲町 14番地7
処 理 能 力	2ト/日 （PCB分解量）	1.5ト/日 （PCB分解量）	12.2ト/日 （安定器等・汚染物量）
対 象 物	高圧トランス・ コンデンサ等	高圧コンデンサの 一部	安定器等・汚染物
処 理 方 式	水熱酸化分解法 （注21）	脱塩素化分解法 （注22）	プラズマ溶融分解法 （注23）
計画的処理完了期限	平成35年3月31日	平成31年3月31日	平成36年3月31日
事業終了準備期間	平成35年4月1日 から平成38年3月 31日まで	平成31年4月1日 から平成34年3月 31日まで	平成36年4月1日 から平成38年3月 31日まで

- 注 21 高温・高圧（370℃、26.5MPa）状態の熱水の中でPCBに酸素、水酸化ナトリウムを加え、PCBを水、二酸化炭素及び塩化ナトリウムに分解する処理方式
- 注 22 PCB中の塩素を水素に置換して無害化するために、アルカリ剤を添加し、PCBを約200℃、0.1MPaで反応させ、ビフェニルと二酸化炭素、塩化ナトリウム等に分解する処理方式
- 注 23 15,000℃以上のプラズマを照射しドラム缶又はペール缶ごとに溶融しPCBを分解する処理方式

(2) 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物は、都内又は都外に整備された無害化処理認定施設又は都道府県知事等許可施設において処分する。

3 PCB保管事業者等及び行政の役割

(1) PCB保管事業者

- ア PCB廃棄物は、自らの責任において、漏えいし、飛散し、又は紛失することのないよう確実に適正に保管する。
- イ PCB廃棄物の保管及び処分の状況については、年1回、定められた期限までに東京都知事（八王子市の区域にあっては八王子市長）に届け出る。
- ウ 高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物は、表1に掲げる計画期間内に処分する。
- エ PCB廃棄物の運搬、搬出などのために電気機器の分解が必要な場合は、環境省が作成した「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」等に基づきPCBが漏えいし、又は飛散しない方法で実施する。

(2) PCBを含む電気機器を使用している事業者

- ア PCBを含む電気機器は、PCBの漏えい又は飛散をしないよう適正に管理する。
- イ PCBを含む電気機器の使用状況については、年1回、定められた期限までに東京都知事（八王子市の区域にあっては八王子市長）に報告する。
- ウ 平成37年までのPCB使用の全廃を規定する「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」を踏まえ、PCBを含む電気機器の使用を中止するとともに、表1に掲げる計画期間内に処分する。
ただし、使用中の低濃度PCB混入高圧トランスについては、課電自然循

環洗浄法（注 24）等の無害化技術が国に認められ、事業者が無害化技術により PCB を無害化した場合、当該トランスの使用を継続できる場合があり得る。

エ 使用を中止した PCB を含む電気機器の運搬や搬出などのために機器の解体等が必要な場合は、環境省が作成した「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」等に基づき PCB が漏えいし、又は飛散しない方法で実施する。

注 24 トランスの絶縁油を入れ替え、一定期間課電することにより内部部材の洗浄を行う処理技術

(3) PCB 廃棄物処理業者

ア PCB 廃棄物の処分を行う者（以下「処分業者」という。）

(7) PCB 廃棄物の処理施設の排気、排水などが周辺環境に影響を及ぼすことのないよう施設を整備し、維持するとともに、適正な運転管理を行う。

また、当該 PCB 廃棄物の処理施設の周辺の大気の状態等を定期的に測定し、周辺環境に影響のないことを確認する。

(4) PCB 廃棄物の処理施設の操業状況、周辺の大気の状態等の測定結果を公表するなどの情報公開、施設の一般公開などによる広報活動を積極的に行い、PCB 廃棄物の処理施設の安全性について、地域住民の理解及び信頼を得られるよう努める。

イ PCB 廃棄物の収集運搬を行う者（以下「収集運搬業者」という。）

(7) PCB 廃棄物の収集運搬中の漏えい又は飛散を防止するため、環境省が作成した「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」を遵守するとともに、PCB 廃棄物の処分を他人に委託する場合であって、受託者の処理施設に PCB 廃棄物を運搬する場合は、当該受託者が定める受入基準を遵守する。

(4) PCB 廃棄物を安全かつ確実に収集運搬するため、PCB 廃棄物の収集運搬に従事する者に対して、収集運搬の方法、緊急時の対応など必要な事項を教育する。

(7) PCB 廃棄物を収集した後、PCB 廃棄物の処理施設までの運搬は、可能な限り首都高速道路又は国道を利用する。

(4) 東京都

ア 都は、自らもPCB保管事業者であることから、自らのPCB廃棄物を率先して処理することで、PCB廃棄物の円滑な処理に向けて、他のPCB保管事業者に対し先導的役割を果たす。

イ 中小企業者等が保有するPCB廃棄物の処理にかかる負担を軽減するために設けられた「PCB廃棄物処理基金」(注25)の造成のために拠出する。

ウ 中小企業者等が都内で保有する微量PCB混入トランス等の分析・処理費用について、別途定めるところによりその一部を助成し、低濃度PCB廃棄物の適正かつ早期の処理の推進を図る。

エ 車両事故などによる運搬中のPCB廃棄物の漏えい又は飛散に、迅速かつ的確に対処するため、収集運搬業者及び処分業者が、警察、消防及び行政担当部と協議した上で、緊急連絡体制を整備するよう必要な支援を行う。(注26)

注25 平成13年度から、国と都道府県とで中小企業者等の高濃度PCB廃棄物の処理にかかる負担を軽減するために助成を行っている。これにより、中小企業者等の高圧トランス等の処理費用負担の割合は、30%（破産者等の個人の場合にあっては、5%）となる。

注26 本項目は、八王子市においては八王子市の役割とする。

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する事項

1 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するための東京都及び八王子市が実施する監視、指導その他の措置について

- (1) 収集運搬業者及び処分業者に対し、PCB廃棄物の収集運搬及び処分が周辺環境に影響を与えることなく安全に実施されるよう、監視及び指導を行う。
- (2) PCB保管事業者やPCBを含む電気機器の使用事業者に対し、それらの機器が紛失することのないよう、必要に応じ立入検査等を実施して保管状況や使用状況を把握し、必要な指導を行う。
- (3) トランス等の微量のPCBが含まれる可能性がある電気機器の使用者に対し、当該トランス等の絶縁油中のPCB濃度を分析させ、都内のPCBを含むトランス等の数量把握に努める。
- (4) 国、JESCO、電気保安関係等の事業者等と協力し、東京都内のPCBを含む電気機器等の使用・保管状況を調査し、表1に掲げる計画期間内に処分できるよう必要な指導を行う。

2 関係地方公共団体との連携について

- (1) 都内の区市町村が保管しているPCB廃棄物を確実かつ計画的に処理するため、各区市町村間の調整を行い、円滑な処理を推進する。
- (2) 一都三県のPCB廃棄物処理計画の内容や、一都三県並びに一都三県内の指定都市及び中核市（以下「一都三県等」という。）のPCB廃棄物処理計画の内容や収集運搬業の許可要件、緊急連絡体制の整備など、一都三県におけるPCB廃棄物の処理のために必要な事項については、「東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」（注27）において調整し、一都三県等（都を除く。）と連携してPCB廃棄物の処理を推進する。また、JESCOの処理施設が設置されている地域の重要な貢献を認識し、当該処理施設が設置されている地方公共団体と連携・協力してPCB廃棄物の円滑な処理を図る。

注27 一都三県におけるPCB廃棄物の処理について広域的に連絡、調整を行うため、一都三県等により構成される協議会

3 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な都民、PCB保管事業者等の理解を深めるための方策について

都民、PCB保管事業者、収集運搬業者、処分業者等に対し、ホームページ等の媒体を活用して、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供等を行い、PCB廃棄物の処理について理解を深めるよう努める。